

News Paper



11月8～10日にかけて、神奈川県横浜市で第62回護憲大会が開かれました。

戦後80年、被爆80年を迎えた今年、私たちを取り巻く世界と日本の現状はどうでしょうか。アメリカ、ロシアが核兵器使用や核実験実施を交渉の切り札にする動きや、高市政権の発足、差別・除外主義を声高に叫ぶ風潮などに憂慮を覚えながら、大会に参加した方が多かったと思います。

メイン企画や分科会、フィールドワークなどで見識を深め、日本国憲法がつくられた歴史やその理念実現に向けて、今を生きる私たちが何をすべきか考えるきっかけとなつたに違いありません。

私たちの地域・職場におけるとりくみを通じて今の危機的状況を打破し、次回開催地の福岡県にも多くの方が結集することを願います。

もくじ

| | |
|----------------------------|---------------------------|
| 誰もが安心して暮らせる共生社会の実現に向けて…2 | 百里基地の機能強化に抗して（下）……………6 |
| 関西生コン事件・国賠訴訟 不当判決を許さない…4 | 憲法理念の実現をめざす第62回大会まとめ…………7 |
| 自衛隊に関する「言論封殺」に抗議する声明について…5 | 被爆から80年 川野浩一さんに改めて伺う…………8 |

誰もが安心して暮らせる共生社会の実現に向けて私たちは

— 有田芳生 / 衆議院議員、鳥井一平 / 移住連代表理事とともに考える —

戦後80年、「人権課題」は平和フォーラムがとりくむ大切な課題の一つです。平和フォーラム・染共同代表が、有田芳生衆議院議員と移住連・鳥井一平代表理事に外国人の人権課題についてお話をうかがいました。その一部を掲載します。

染 先の参院選以降、「外国人問題」が政治的課題となっています。複雑で様々な課題があるはずですが、外国人問題と一括りにすることで、「外国人は出ていけ」といった排斥主義につながっている危うさを感じます。現状をどのように捉えているか、お二人からお話をうかがいたいと思います。最初に、入管法や技能実習制度の問題に向き合ってこられた鳥井一平さんからお願ひします。

鳥井 1980年代は、外国人労働者はニューカマーと呼ばれ、アジアだけではなく中東、アフリカなど様々な地域から来ました。そうした外国人労働者の労働相談をしながら組織化していったわけですが、課題がとにかく幅広い。労災から賃金未払いや解雇にいたるまで、相談に来る労働者は生活の問題もあります。子どもの教育問題や交通事故、恋愛問題や離婚など当然のようにあるんです。

1993年に技能実習制度が導入されましたが、人権侵害という言葉では言い表せないぐらいの奴隸労働構造で、ひどい扱いを受けていました。女性の場合は妊娠すると「国に帰れ」と言われ、セクハラも横行していました。会社が経営危機になると、日本人よりもまず外国人を切るというのが当然のように行われていました。

こうした問題は、ニューカマー以前のことから考えていく必要があるのかもしれません。80年前の戦争以前です。中国や朝鮮などから無理やり連れてこられた強制連行や徴用工、このオールドカマーの人たちに對して、どのような対応をとっていたのか。現在の移住労働者に対する人権感覚のなさと繋がっているんでしょうね。

染 高市首相は「排外主義とは一線を画す」としながら外国人政策は進めると明言しています。すでに内閣には「外国人との秩序ある共生社会推進室」も発足しました。こうした政治の動きを有田芳生さんはどうの感じられていますか。

有田 「外国人との共生社会の実現」というのであればわかりますよ。でもね「秩序ある」っていう文字が入ったことが問題なんですよ。高市さんは「排外主義とは一線を画す」とは言ってるけれど、現実を全く見ていない。奈良公園の鹿が外国人に蹴られているというSNSが拡散しましたが、県は根拠はないと否定てるんです。ところが高市さんは「奈良の鹿を蹴り上



げる」とんでもない外国人観光客がいる」と平気で発言してしまう。また、「外国人が日本で罪を犯しても通訳がいないと不起訴になる」という根拠のない発言もあった。責任ある政治家のこういった発言が、排外主義的な風潮を広げているんじゃないでしょうか。

2016年にヘイトスピーチ解消法が成立しました。問題点はたくさんあるんだけれど、この法律ができることによってヘイトスピーチは格段に減ったんです。2014年には全国でヘイトスピーチデモが年間200件もあった。でも10年後の2024年は16件なんです。いわゆる「移民反対デモ」にまったく普通の人たちが参加していますが、なんとなく排外的な風潮に流されているんですよね。新聞の記事にもありましたが、不安がものすごく広がって排外主義が根付いてしまったといっているわけです。川口のクルドの人たちのこともそうですが、ヘイトをする人はクルドの人たちが置かれている状況を知らない。事実を知ること、当事者に話を聞くことで本当の状況が見えるんです。ヘイトスピーチ解消法案の審議でも当事者、在日の人たちの声を聞きました。

参議院選に関連して一つ。参政党が排外主義を掲げて票を伸ばしたというのは議論の余地があると思う。文芸評論家の斎藤美奈子さんが雑誌に書いてるんだけれど、参政党の支持者を批判したり、民主主義の危機だって言ったところで始まらない。なぜこういうことになってしまったのかという分析が必要だと思うんです。

染 このような状況を招いた要因を考えながら、私たち日本人の人権意識についても議論したいと思います。人権って本来であれば生まれながらにしてある当然の権利ですが、どこか偽善的な「綺麗ごと」と捉えられる傾向もあります。

鳥井 外国人労働者問題にとりくんできて教えられたことは、「人権に国境はない」ということです。

戦後日本の法整備は諸外国の中でもよくできていると思います。例えば非正規滞在の外国人労働者の労働災害問題が起きたとき、労働基準法第3条には労働者の国籍、身分に関わりなく均等に取り扱うとなっているわけで、在留資格があるかないかじゃなくて現に働いている労働者には労災法が適用されたんですね。強制退去の場合であっても、退去の手続きの前に労災適用が図られなければならないと、当時の労働省が通達を出しているんです。

私たちは非常に大切な法律を持っている。そしてそれを使うことによって権利っていうのは守られるということを、外国人労働者問題にとりんで学びました。ところがヘイトスピーチで「外国人は優遇されてる」って言われる。同じように「障害者は優遇されている」、「女性は優遇されている」と。職業病でも「じん肺患者は優遇されている」とか「じん肺患者は仕事もしないで、カラオケに行ってる」なんてね。じん肺患者にはカラオケもリハビリとして大事なことなんですが、そういうふうに言われちゃう。権利を主張すると叩かれちゃうんです。

2023年の入管法改悪のとき、国会のヒアリングや参考人質疑、議面前でのたたかいなどでクルドの人たちが頑張ったんですよ。クルドのコミュニティーの人たちが自分たちの権利を主張して、これをメディアも一斉に報道したんですね。これに目を付けたのがヘイトグループなんです。実は入管法改悪を含め日本の外国人の人たちに対する制度政策は、権利を主張する者はこうなるよと誘導する「官製ヘイト」ではないかと思います。国籍や身分に関係なく、均等待遇の労働法や社会福祉制度が入管法の前で立ちすくんでしまってはいけないんですよ。

民主主義社会の中で、奴隸労働はやめようと法整備をしてきた歴史があり、人権はたたかい取ってきたものです。国籍や身分に関係ない均等待遇の労働法や社会福祉制度が、入管法の前で立ちすくんでしまってはいけない。その大きさをもう一度見直し、もっと活用していくことです。そして、一つひとつのファクトチェックをしっかり行っていくことが、心無いバッシングに対抗し、人権を護るたたかいでも大事なことだと思います。

染 SNSなどの虚偽情報の拡散も大きな影響を社会に及ぼしています。

有田 以前はテレビの前でぶつぶつ文句を言ってうつぶんを晴らしていた人が、今は匿名でネット発信できるわけじゃないですか。もはやこれを押しとどめることはできないと思います。現実的にどのように対処しなければならないか考えると、差別禁止法を作らないといけないです。

ヘイトスピーチ解消法が成立して10年が経った現在、ヘイトスピーチが政治の世界にまで入ってきてしまっている。地方自治体でも、埼玉県の市議会議員が反差別のツイートをしたら、SNSで「市役所を爆破する」など猛攻撃があって、市議会までもがその議員に対して、役職を語って反差別発言は自肅するよう決議を出すまでになっている。社会規範を作る国、地方自治体、それらの議員にヘイトスピーチ解消法を作った時の理念が全く学ばれていないし、理解されていない。非常に深刻な事態だと思います。

ただ希望もあってね、差別を許さないと一人でもたたかうという人がいたるところで出てきています。そ

れと来年度の予算で7000万円使って、法務省人権擁護局が中心となってヘイトスピーチ実態調査をやります。ネット社会の実態を調べ、当事者たちから話を聞くことも行えば、必ず立法事実が出てきます。そして新しい法律を作っていく。これが政治の役割だと思っています。

染 有田さんから新しい法律を作りたいというお話もありましたが、今後私たちはどのような取り組みを進めていくべきとお考えですか。

鳥井 「日本人ファースト」が問題になった参議院選挙の後、講演依頼が増えました。中・高・大学での授業も含め、学生のみなさんの反応がすごくいい。憲法や平和に関する教育が少し後退しているので心配しているんですが、一方で地球規模で物事を見ようとする人たちが確実に出てきていると感じます。

また、地方では多文化共生の取り組みが色々と行われています。地域社会では隣にいる外国人の人とうまくやっているかないと社会そのものが成り立たません。地方紙の信濃毎日新聞や宮崎日日新聞などは大きな特集を組み、地域社会は私たちだけの社会ではないと提言しています。各地で国際交流、日本語教室などの小さな市民サークルが、共生社会に向けた取り組みを行っています。

とはいって、彼らは優しくて、静かで、とても穏やかで、強く発信をしているわけではないんですね。私はこれらの穏やかな人たちの声を、何とか形にしたいと思っています。そこで来年にかけて、南は沖縄から、北は北海道まで、全国キャラバンやタウンミーティングを行い、6月くらいには東京で大集会を開き、政府に要請と署名提出するような全国運動を展開したいと考えています。政治家のみなさんに各地の声を届け、ヘイトが多いのではなく多文化共生を望んでいる人たちの方が大多数なんだということを示し、自信を持ってもらいたいんです。

有田 それはぜひやりたいですね。SNSの影響が大きくて、なんとなくの不安が広がっていることと、具体性を持ったことを切り離していかなければなりませんよね。「極右だ!」「排外主義だ!」という批判を前面に掲げて抗議することをだめだとは言いませんが、そればかりだと先鋭化するだけで広がりに欠ける気がします。

染 全国キャラバンや新しい法律など、それぞれの立場からの今後の展開についてもかがいました。平和フォーラムも軍拡や憲法改悪、人権問題は重点課題として取り組みたいと考えています。

来年4月には育成就労制度が導入され、すでにタクシー乗務員の労働組合から対応の相談も受けています。外国人労働者や移民労働者は、共に働く仲間であり、地域で暮らす生活者です。誰一人取り残さない多文化共生の取り組みを、しっかりとすすめてまいりましょう。本日はありがとうございました。

違法捜査を追認する不当判決を許さない

全日本建設運輸連帯労働組合 中央本部書記長 小谷野毅

組合側の請求をすべて棄却

10月31日、関西生コン事件・国家賠償請求訴訟で、東京地方裁判所（民事第1部、大寄麻代裁判長）は組合側の請求をいずれも棄却する一審判決を出した。少なくとも一部勝訴と予測していた私たち組合も、またメディア各社もあ然とするものだった。

訴訟は警察、検察、裁判所の以下の行為の違法性が争点だった。①捜査機関による団結権侵害、②湯川裕司委員長に対する644日間の恣意的長期勾留、③武谷新吾副委員長（専従役員）に対する組合事務所への出入りと組合員との接触・面談などを禁じた保釈条件、④西山直洋執行委員の別件民事裁判への証人出廷を妨害する目的の逮捕である。

黙秘権を侵害して執拗に組合脱退を働きかけ

判決の不当性を端的に示すのは争点①についての判断である。

たとえば、横麻由子検事は組合員に組合脱退勧奨発言をくりかえした。「黙秘してずっとまたこれからも労組員続けていきますよっていうのが、本当にそれでいいんかなって思うんですよね」、「暴力団組織とかの一員で上が怖いから話せませんとかいうパターンもそりゃあるだろうし」「だれかが怖くてとかそういうのは、あんのかな」などの発言は、組合員が「原告組合に所属し続けることに対する否定的な見方を示した発言」と判決は認定せざるをえなかつた。

しかし、これら発言は「関生支部や組合員の活動には労働組合としての正当な活動ないし社会的相当性を越える部分が存在する嫌疑があるという捜査機関の認識を前提に、その活動の正当性を振り返らせ、反省を促し、任意の供述を得ようと説得を試みる必要があった」ことからみれば「取調べの方法ないし態様として不当であるとはいえない」から、「原告組合の団結権を考慮しても、社会通念上許容される範囲を逸脱したものとは認められ」ないというのである。組合員は執拗な脱退勧奨に対し合計143回も「黙秘します」と抵抗していた。それにもかかわらず、横検事が取調べを止めなかったことも「社会通念上相当と認められる範囲を逸脱し違法となるものとはいえない」と擁護するのである。

「組合をどんどん削る」

また、多田尚史副検事は「組合を削る」との発言をくりかえした。判決はさすがに「捜査機関が、今後原告組合らの組合員数を減少させ、その勢いを削いでいくことを企図していると受け止められてもやむを得ないものが含まれて」いたと認めた。ところが、「その表現方法が適切であったかは疑問の余地がある」といわざるを得ない」として問題を表現方法に矮小化したうえで、「発言全体をみれば、労働組合としての正当な活動を超える部分に係る違法な活動は捜査機関としては正していくという趣旨の発言と理解されるものであり…原告組合を弾圧したり、弱体化させるという意図を述べたものとは解されない」、したがって、「取調べにおいて社会通念上許容される範囲を逸脱したものとは認められ」ないと結論づけるのである。

といわざるを得ない」として問題を表現方法に矮小化したうえで、「発言全体をみれば、労働組合としての正当な活動を超える部分に係る違法な活動は捜査機関としては正していくという趣旨の発言と理解されるものであり…原告組合を弾圧したり、弱体化させるという意図を述べたものとは解されない」、したがって、「取調べにおいて社会通念上許容される範囲を逸脱したものとは認められ」ないと結論づけるのである。

「組合辞めるんだったら、ええ方法を考えたる」

滋賀県警の警察官である井澤は取調べで、組合を「辞めてたら任意の事情聴取で済んだ」「辞めるんだったら、ええ方法を考えたる」「組合をやめるというまで気長に待つ」などとくりかえした。組合員はこの発言を「被疑者ノート」に書き記していた。

しかし、判決は、「被疑者ノートは断片的であり…組合脱退に関して一定の発言があったとしても、それが社会通念上相当と認められる範囲を逸脱した取調べであると認定できないし、原告組合らの団結権を侵害する行為に当るということもできない」とした。

警察や検察はいつから労働組合活動のあり方について口出ししたり、反省を促したりする権限を持つようになったのか。判決は、検察官らが証人尋問でおこなった見苦しい弁明を無批判に採用して捜査機関擁護の権力意思をむき出しにした作文というほかない。

無罪判決4件 12名でも

国賠訴訟の提訴は2020年3月。当時は大阪スト事件の一審有罪判決が出されて逆風が吹きまくる時期だった。無罪判決はまだ1件もなかったが、やられっぱなしの状況に突破口を開こうと提訴にふみきった。

それから5年を経た現在、確定した無罪判決は4件のべ12名に及び、今年春、警察庁と法務省が国会で「無罪判決は真摯に受け止める必要がある」と答弁せざるをえなかった。NHKクローズアップ現代「追跡・関西生コン事件」は、京都府警OBの「関生支部を叩き潰すことが目的だった」との発言を表に出した。(11月10日放送)

一審判決はこうした捜査機関にとって不都合な真実を司法の立場から直視して戒めるどころか、警察・検察の違法行為に限りなくお墨付きを与えるものであり到底許すことはできない。

判決を徹底的に批判し、私たちは控訴審において全面勝訴を獲得すべく奮闘する決意である。

(こやの たけし)

自衛隊に関する「言論封殺」に抗議する法律家有志声明について

飯島滋明（名古屋学院大学・憲法学）

1 戦争体験者の「心の傷」を踏みにじる政治家たち

元自民党幹事長の古賀誠氏は靖国神社に母親と行きましたが、母親は昇殿参拝を拒否しました。母親は「ここは赤紙を出した東條さんも一緒やろ」と言つたそうです。古賀氏は「父親を出征させた責任者である東條英機さんもここに祭つてあるだろうという意味だと思います」、「それは母親の気持ちだけでなく、多くの戦没者、英靈のみなさんたちを持つ肉親の気持ちだと思いました」と述べています（古賀誠『憲法9条は世界遺産』（かもがわ出版、2019年）74－75頁）。

歴代自民党政府が沖縄戦や米軍の軍事訓練・米兵犯罪に苦しみ続けてきた沖縄県民に寄り添う政治をしてきたとは思いません。ただ、古賀氏のように、戦争を体験した自民党政治家は、戦争で大変な思いをされた人たちに配慮した政治をめざすようにはしてきました。しかし今の政治家には戦争体験者の心の痛みに寄り添う気持ちがない人もいます。その表れが、2025年10月8日に沖縄県議会で自民党等が採択した、「自衛隊及び隊員とその家族に対する差別的な風潮を改め、県民に理解と協力を求める決議」です。10月10日、この決議に沖縄の法律家9人以上を含め、全国142人の法律家が賛同する抗議声明を公表する緊急記者会見が沖縄県記者クラブで行われました。

2 「人格権」を踏みにじる10・8決議

「沖縄全島エイサーまつり」への自衛隊参加に反対するのは「政治的イデオロギー」との批判もあります。こうした批判をする人たちこそ、戦争体験者の「現実」を見ていません。私は日本各地で戦争体験者の話を聞いてきました。花火の音を聞いても原爆投下の悲惨な記憶がフラッシュバックするヒバクシャもいます。制服姿の自衛官を見るだけでも旧日本軍を思い出す戦争体験者もいます。「エイサー」は先祖の靈を供養する伝統行事であり、沖縄戦で亡くなられた人たちを弔う意味もあります。沖縄戦で日本兵による直接の住民殺害は298人、壕内で泣く乳幼児の殺害を強要する等の「間接殺害」を含めると4766人以上です（『琉球新報』2025年7月10日付）。しかし第15旅団は日本軍を好意的に評価しています。そのため、第15旅団のエイサーまつり参加に強い拒否感を示す沖縄県民もいます。そうした心情は人格権（憲法13条）で保障されます。エイサーまつりへの自衛隊参加に反対することを「差別」と自民党沖縄県議は主張します。統一協会系の日刊紙『世界日報』2025年9月17日付も、仲村覚氏の「差別の疑いがある」とのコメントを掲載しています。自民党と統一協会の濃厚密接関係が継続していることを窺わせ

る点も大問題です。そして「国民主権国家」であれば、主権者には「自衛隊」という国家組織の活動に意見を言う権利があります。自衛隊のエイサーまつり参加に反対することを「差別」と曲解し、自衛隊に関する発言を封じることは主権者の「表現の自由」（憲法21条）を正当な理由なく制限し、「国民主権」「民主主義」の墓穴を掘る行為です。11月4日、自衛隊関連3団体は沖縄県庁記者クラブの記者会見で「自衛隊関連報道に関する要望書」を示しました。沖縄県自衛官募集相談員連合会の渡久山光宏会長は「公正中立な報道を心がけていただきたい」と述べました。紙幅の関係で詳しく論じませんが、3団体の主張も正当性なき「自衛隊批判封じ」であり、「国民主権」「民主主義」に背を向けた反動的主張です。エイサーまつりに参加する際の衣装や太鼓は第15旅団が購入しています。エイサーまつりに参加したチームに「第15旅団」の名称が使われていることにつき、第15旅団は「地域との信頼関係のさらなる構築に資する」と述べています（『琉球新報』2025年10月2日付）。エイサーまつりへの自衛隊参加は「宣伝活動」です。2025年11月2日、「第61回石垣島まつり2025」の市民パレードに陸上自衛隊石垣駐屯地は「公務」として「迷彩服」で参加しました。石垣駐屯地は「地域に自衛隊をさらに知ってもらう目的で、広報活動の一環」と回答しています（『琉球新報』2025年10月30日付）。自衛隊はさまざまな地域行事に参加していますが、目的は「社会の軍事化」、自衛隊に協力する「社会づくり」です。1950年に朝鮮戦争がはじまるとき、アメリカは日本に「再軍備」と「憲法改正」を求めました。1953年、池田・ロバートソン会談では「日本国民の防衛に対する責任感を増大させるような日本の空気を助長することが最も重要であることに同意した。日本政府は教育および広報によって日本に愛国心と自衛のための自発的精神が成長するような空気を助長することに第一の責任をもつ」とアメリカに約束しました。2022年の「安保3文書」にも「地域コミュニティとの連携」の項目があり、「自衛隊及び在日米軍が、平素からシームレスかつ効果的に活動できるよう、自衛隊施設及び米軍施設周辺の地方公共団体や地元住民の理解及び協力をこれまで以上に獲得していく」とされています（「防衛力整備計画について」18頁）。

今後、学校や市民行事に自衛隊が参加する傾向に一層の拍車がかかることが想定されます。「平和」実現のため、教育現場や市民活動への自衛隊参加に抗議することは主権者の当然の権利であり、憲法12条にいう「不断の努力」の実践になります。（いいじましげあき）

百里基地の機能強化に抗して（下）

茨城平和擁護県民会議 事務局長 相楽 衛

新滑走路は自衛隊に移管？

茨城空港の拡張計画は、航空機や戦闘機が離発着できる「平行誘導路」＝滑走路の新設に多額の税金を投入するものである。当初、私たちとの交渉で、県側は「完成後は防衛省に移管する」と説明していたが、後になって「移管先は国土交通省もあり、まだ決まっていない」に答弁を変えた。いずれにしても税金で新滑走路を造り、建設後は自衛隊か国土交通省に移管することになる。茨城空港の拡張を名目にした「平行誘導路」＝新滑走路の建設は百里基地の機能強化そのものであり、私たち百里基地反対連絡協議会（百里連協）は構成団体で協議したうえで、2025年1月に以下について茨城県に申し入れを行った。

(1) 百里連協は「戦争のために土地は売らない」とたたかってきた百里農民の意思を受け継ぎ、百里基地の機能強化につながることが明白な茨城空港の機能拡張に断固反対する。

(2) 「軍民共用」の茨城空港は百里基地の所有である。2010年3月11日の開港にあたって新設された滑走路は、完成後に百里基地に移管された。茨城空港の拡張及び機能強化は、百里基地の機能強化のための偽装である。

(3) 新「平行誘導路」予定地である「海軍の旧射撃場山」には、基地に土地を売らない「一坪運動」の共有地があり、「自衛隊は憲法違反」の大看板を設置している。民有地を接収し、百里基地を機能強化することは憲法違反である。

(4) インバウンド需要を見込んで茨城空港の将来ビジョンをバラ色に描いているが、現時点でも茨城空港開港当初の目標の年間200万人利用にはほど遠く、81万人にも及ばない。

(5) 茨城空港を運営するために県は年間10億円以上を支出している。茨城空港は今後も「儲からない」空港であり、これ以上県民の負担を増やすべきではない。

(6) 茨城空港の「機能拡張」によって発着便数を増やせば騒音、墜落事故などの危険性が高まる。地域住民、周辺自治体の「人間らしい静かな生活」を取り戻すことが先決事項だ。

戦闘機墜落と長射程ミサイル配備計画に抗議

今年8月7日、百里基地所属のF-2戦闘機1機が訓練飛行中に太平洋上で墜落事故を起こした。搭乗していたパイロット1人は緊急脱出して無事だったが、墜落地点が基地周辺であれば人命にかかる大惨事につながる事故であった。百里連協は、翌8月8日に「墜落事故原因の徹底解明を行い、それらのすべてを公表し納得を得ることが必要」として、「当面のF-2戦闘機の飛行を中止」を申し入れた。

しかし、9月29日には航空自衛隊の事故調査委員会が調査の結論を出していないにも関わらず、森田航空幕僚長が会見で「安全が確保された」と述べ、訓練飛行の再開を発表した。航空自衛隊によるとF-2の墜落事故は「エンジンやその制御システムの故障が原因とみられ、すべてのF-2戦闘機の点検を行い、異常がないことを確認した」としたが、事故を起こした機体のエンジンと制御システムになぜ故障が起きたかの真相は究明されていない。また、危険と隣り合わせの生活を送る周辺住民に事故原因の説明がなされていない。飛行再開は周辺住民と安全性の軽視と言える。

防衛省は8月29日、「国産スタンド・オフ・ミサイルの早期配備等について」として、2025～2027年度にかけて、全国6道県に国産長射程ミサイルを配備する計画を発表した。この計画には2027年度に能力向上型F-2戦闘機から発射できる空発型の「12式ミサイル改良型」の百里基地への配備が含まれている。「12式ミサイル」の射程は1000キロメートル超と言われ、中国大陸や台湾、朝鮮半島が攻撃圏内に入る。

百里連協は10月7日に基地正門の近くで集会を開き、37人が参加して長射程ミサイル配備中止の声を上げた。冒頭に中谷元防衛大臣と百里基地の鈴木繁直司令あての申入れを基地側に提出し、「長射程ミサイルが配備された基地は有事の際に攻撃対象となり、周辺住民に被害を及ぼす恐れがある。百里基地への配備計画を撤回し、中止を求める」と要請した。

集会で、地元の百里基地反対同盟の梅沢優さんは「F-2戦闘機の墜落原因の説明が不十分なまま飛行が再開された。さらに今回のミサイル配備計画に住民として命の危険を感じる」と訴えた。各団体のあいさつの後、参加者は「戦争準備の長射程ミサイル配備反対」「攻撃目標となるミサイルの配備をやめろ」などとコールを行った。同日午後には代表者9人が県知事に対して「長射程ミサイル配備計画に反対し、計画の撤回と中止を求めて国への働きかけを要請する申入れ」を行った。

長射程ミサイルは、「専守防衛」を大きく逸脱した攻撃兵器であり、明らかな憲法違反である。自衛隊の敵基地攻撃能力の整備が進めば東アジアの軍事的緊張が高まるのは明らかである。長射程ミサイルの配備計画は「戦争する国づくり」の一環であり、百里連協は反対を続ける。
(さがらまもる)



憲法理念の実現をめざす第 62 回大会（護憲大会）神奈川大会まとめ

大会実行委員会事務局長 谷 雅志

全国各地より神奈川に 1100 人を超える参加者を得て、憲法理念の実現をめざす第 62 回大会（護憲大会）神奈川大会を開催することができました。神奈川県の実行委員会・運営委員会のみなさま、ご協力いただきましたすべてのみなさまに、大会実行委員会として心よりお礼を申し上げます。

今年のメイン企画では「戦後日本は、どう人権を育んできたか」をテーマに、法政大学の金子さんにコーディネーターを務めていただき、衆議院議員の山花さん・大阪公立大学の阿久澤さん・弁護士の海渡さんをシンポジストにお招きして、「憲法と人権」について考えました。

- ・「憲法は未完のもの」であるから、紙に書かれたものではなくいかに具体化していくか、それは市民の力によって政治を動かすという視点が必要で、今を生きる私たちがどんどん補強していく必要がある
- ・国は人権が大事だと言いながら、教育現場それを実践しようとするとプレッシャーが強くかかるという矛盾
- ・「人権」は国民が国に対し突きつけるもの=だから権力者は距離を置きたがる
- ・人権保護の問題はすぐ裁判所に、という議員が多いが最高裁が判断を示さないと政治が動かないのはおかしい、司法が「最後の番人」が出てくる前に政治が解決しなくてはならない
- ・裁判においては、人権侵害・被害を受けている側がそれを証明しなくてはならないという現状

こういったことを総合的に考えると、マイノリティが生きやすい社会は他の誰にとっても有益であることは疑う余地がありません。治安維持法が制定されて 100 年、制定当時は対象となる団体がそれほど多くありませんでしたが、運用が進むにつれて法も厳しくなっていったことから学ぶべきは、市民の監視が弱まると、同じようなことが起こる可能性があるということです。

分科会では、「外国人の人権確立・排外主義」「混沌する世界秩序」「多様な性」「女性の権利とジェンダー平等」「憲法とともに歩んだ 80 年」をテーマに 5 つの分科会を行い、フィールドワークとして、①厚木基地・キャンプ座間コース②横須賀軍港クルーズコース③青年企画の要塞島という 3 コースをご準備いただきました。特に青年企画については神奈川独自のチャレンジとして、企画から当日の運営までをすべて青年層が行うというものでした。地元神奈川からの参加者も含めて 44 人の参加があり、学習と交流を深めることができたと伺っています。

「ひろば」では地元企画として、関東大震災の朝鮮



人虐殺（横浜の現場から）、基地問題交流会として「基地被害の現状と安全保障への影響」をそれぞれテーマに実施し、高校生平和大使派遣委員会神奈川による「高校生の集い」も開催されました。いずれの会場にも多くの参加者があり、質問や意見にも熱のこもった内容が多く聞かれました。

今の生活が物価高で苦しいことの原因・責任を何かに追わせようとする、特にそれを外国人のせいだと声高に主張する声に対し、あくまでも政策制度の結果であると正面から向き合わなければなりません。決して外国人をスケープ・ゴートにしても問題が解決されないのは明らかです。ミサイルを備える・軍隊を増強するという主張は、軍事力に対抗する上でわかりやすいのかもしれません、物事の価値判断が「わかりやすい・わかりにくい」に単純化させられていること自体、問題だと感じています。私たちが生きる社会はそれほど単純ではありません。「わかりにくいけれど正しい」この価値観を共有したいと思います。ワンイシュー・キャッチフレーズがうける選挙・政治・社会は、私たち市民が甘く見られていると捉え、市民の力を高めていくことで政策制度を変えていく動きを強めていかなくてはなりません。

この 3 日間共有した思いや現状について、今後どのように各地域での具体的な運動を展開していくのかを考えていきましょう。反対すべきことには反対をしていくことは変わらず重要でありながら、その先にどういった社会を描くのかまで、発信する必要があると感じています。なぜ差別・排外主義をなくさなければならないのかと問われたら、差別をなくすことができた社会はきっと誰もが暮らしやすい社会であるからです。なぜ戦争する国づくりがだめなのかと問われれば、戦争は最大の人権侵害であり、個人が守られるものではないことから、戦争するということは個人を犠牲にしないとできないからです。全体主義・集団優先でないと戦争はできません。そう考えると結果として、一人ひとりが大切にされる社会がしっかりとできていれば戦争なんてできるはずがないということになります。まずは自分と自分の身の回りの人を大切にし、その輪を広げ、大きくなっていくことが、私たちの考える憲法理念の実現をめざす運動の第一歩なのだと改めて感じる大会となりました。

(たにまさし)

(本の紹介)

『検証 安保法制 10 年目の真相 「仙台高裁判決」の読み方』

著者 長谷部恭男 棚橋桂介 豊秀一 朝日新書

おそらく研究を重ね、思索を深め、討議を進めてきた結果であろう。安保法制採決から 10 年目にして、「違憲」ではないとの表明が出されるにいたった。

評者はもともと、記憶力も情勢分析力も無いに等しいので、確かにすることは言えないのだが、10 年前ほんどの憲法学者が「違憲」としていたと思われるので、おそらく憲法学会のなかでも件の表明にかかわることは、大いに議論されていたのかもしれないし、あるいはこれから大いに議論になるのかもしれない。

はたして議論されておらずあるいはまた議論される兆候もないとしたら、評者はもともと、聞き違いの体が多く、歴代の内閣法制局長官も「安保法制は違憲」と語っていたと記憶していたのだが、もしかしたら、10 年前壇上に上がり、声をからして発言していたのは「安保法制はイケン！」と言っていたのかもしれないし、あるいは「安保法制は異見」と言っていたのにもう少しのかもしれない。

あるいは、安保法制によって国民の権利、法的利益

が明白に侵害されているとまではいえないの、違憲だと判断をするまでもない、どこかで聞いたようなことを表明したのにすぎないのかもしれない。

一方で司法の場では、安保法制の憲法判断に踏み込んだ判決が注目された。2023 年 12 月 5 日の仙台高裁判決である。

本書は、国会の参考人質疑で違憲の判断を示した憲法学者・長谷部恭男、安保法制違憲訴訟で辣腕を振った弁護士の棚橋桂介、憲法問題を長年追う新聞記者の豊秀一による鼎談で、同判決の意図するところを読み解いたものだ。

7.1 閣議決定や安保法制を違憲とする余地もあるとしながら、いくつもの前提条件をつけ「違憲性が明確にあると断定することまではできない」と結論づけた判決。その行間にある隠された意義を明らかにしていく三者の議論は、強行採決から 10 年が過ぎ、忘却、見落としてきた安保法制をめぐる諸問題の再確認や整理にもたいへん有意義だ。憲法の枠内で政治の運営をすすめるということが極めて軽々しくなった今日、まっとうな政治を取り戻すための闘いの武器として本書は読まれなければならない。

(近藤 賢)



2025 年は被爆から 80 年を迎えました。原水禁の共同議長であり、被爆者でもある川野浩一さんに当時のお話を改めて伺いました。写真も交えながらまるで昨日のことのように話される姿が印象的でした。(原水禁事務局長 谷雅志)

私が被爆した場所は爆心地から 3.1 km の長崎市元紙屋町です。私は当時 5 歳でした。ちょうど山裾の裏側に原爆が落ちたので、被害が比較的少なかった地域です。自分の記憶でははっきりしませんが、それでも立っていたところから 10 m ぐらいはふきとばされました。山がなかつたら直接被害を受けていたことになるので、そう簡単に命があったとは思えません。

その後洞窟を掘って近くの山に逃げました。その近くの学校（現在の瓊浦高校）のグラウンドから長崎市を見たのですが、延々と端から端まで燃えていました。街が全焼してしまうかと思っていたのですが、風向きが変わって火の手が私たちの方には来ませんでした。山の上から手桶で火事を消そうとしている人の姿が見えたことを覚えています。

後でわかったことですが、原爆の火が直接燃え広がったばかりではなく、屋根裏などでくすぶっていた火が時間をおいて発火したこともあったようです。原爆の被害というよりも二次火災の被害が大きかった地域です。

長崎市には大きい山はありません。200m ぐらいの山々によって、市の中心地がすり鉢の底のようになっています。細長い地形の先に浦上があります。当初原爆は違う場所を投下地点としていました。常盤橋という橋が眼鏡橋から 3 つほど下流のところにあります。そこに立ってみるとよくわかるのですが、細長く浦上まで通じている方向と、本郷地とい

う山手の方まで広がっている方向と繁華街の方向と、ここに落とせば長崎はさらに壊滅でした。ところが爆心地はそこではなかったのです。確かに火災が広がりましたが、燃えた家の数や被爆による死者などの数は、明確に広島とは違っています。目視で確認できるところがかろうじて松山（長崎の爆心地）の上空だったようです。

のちの乗組員の話では、なかなか目的地を探すことができず、帰りの燃料がなくなってきたそうです。何とか帰り着かないとならない、焦っているところに街並みが見えてきて、「長崎だ間違いない、落とせ」と。結果的に落ちたのは長崎市の北の方でした。もし目標通りであったなら、我々はおそらく骨もなくなっていたと思います。

長崎は比較的空襲が少なく、原爆が落ちるまでは 5 回しか受けていません。空襲の被害はほとんどなかったそうです。そこに原爆が落とされました。空襲による爆撃がなかったので、街がそのまま残っていたことが原爆投下の目的地となった原因でもあります。

翌年小学校に入学した私は、着るものも履くものも何もない 1 年生でした。何もない時代に学校生活が始まった私からすると、今の子どもたちは幸せだなあと思っています。

